

発議第1号

地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定の一部改正について

地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定（昭和33年3月26日議会議決）の一部を次のように改正する。

令和8年3月13日提出

提出者 和歌山市議会議員

浜田真輔

藪浩昭

川端康史

吉本昌純

森下佐知子

山野麻衣子

地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定の一部改正について

地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定（昭和33年3月26日議会議決）の一部を次のように改正する。

第2号中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改め、第5号中「300万円」を「3,000,000円」に改める。

附 則

この地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定の改正は、議決の日から施行する。ただし、第2号の改正規定は、令和8年9月24日から施行する。